

## 茨木市北部丘陵地区における土地の形質の変更等に関する指導要綱

### (目的)

第1 この要綱は、本市行政区域内の北部丘陵地区において行われる土地の形質の変更等の行為について、関係法令に定めるもののほか一定の基準を定め、治水・砂防上適正な指導を行うとともに自然と環境の保全と調和を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 北部丘陵地区 宅地造成工事規制区域（国道171号以南の地域を除く。）及びその北部地域で別図に示す土地の区域（市街化区域を除く。）をいう。
- (2) 指定行為 北部丘陵地区内において行われる次の行為をいう。ただし、国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体が行う公共施設の整備に関する事業及び農林業の振興に関する事業並びに災害防止に必要な措置については、除くものとする。
  - ア 宅地造成、土地の掘削、盛土、切土、その他の現状形質の変更
  - イ 土石（砂れきを含む。）の採取、鉱物の採掘又は集積若しくは投棄
  - ウ その他治水・砂防上支障があると認められる行為
- (3) 行為者 指定行為を行うものをいう。
- (4) 行為地 指定行為を行う土地をいう。

### (指定行為の原則)

第3 指定行為は、第4の禁止行為及び第5の制限行為の2種に区分する。

2 制限行為は次に掲げる事項に適合するものでなければならない。

- (1) 北部丘陵地区の豊かな自然環境の保全と調和並びに必要な砂防及び防災施設の設置等、十分な措置が講ぜられるように計画されたものであること。
- (2) 市の総合計画及び都市計画に定める整備、開発又は保全の方針に適合すること。
- (3) 砂防法（明治30年法律第29号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、採石法（昭和25年法律第291号）、森林法（昭和26年法律第249号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）等の関係法令に適合すること。

### (禁止行為)

第4 北部丘陵地区内においては、次に掲げる指定行為（以下「禁止行為」という。）を行ってはならない。

- (1) えん堤、護岸等の砂防施設そのものを損傷する行為及びその機能を低下させる行為若しくはそのおそれがあると認められる行為

- (2) 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、災害危険区域若しくはこれらに類する地域又はこれらの隣接地における行為
  - (3) 土石流危険溪流及びそのおそれのある谷筋における行為
  - (4) 岩石採取事業であって、新規及び現状の生産量を超えて行う採取行為
  - (5) 産業廃棄物及び一般廃棄物を集積又は投棄する行為
  - (6) その他市長が指定行為を行うことが適当でないと認める区域における行為
- 2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が行う公益施設の整備に関する事業の遂行のために必要とされる行為及び市長が特に必要と認める行為については、同項の規定を適用しない。

(制限行為)

第5 北部丘陵地区内においては、次に掲げる指定行為（以下「制限行為」という。）を行おうとする場合は、自然環境の改変を最小限にとどめるとともに、別に定める施行基準に基づき計画し、施工しなければならない。

- (1) 既設の岩石採取事業場が行う現状の生産量を確保するために必要とする岩石採取行為
- (2) 土砂採取行為
- (3) 農業及び林業の経営及び振興を目的とする施設整備に必要な行為
- (4) 都市計画法、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合する建築物、工作物及びその附属施設の建設を行うための土地造成を目的とする行為
- (5) 地域整備に必要とする施設で、本市が必要と認める施設を目的とする行為
- (6) 関係法令の規定により行政庁が行った防災勧告及び防災命令等を実行する行為
- (7) 第4第2項に規定する行為
- (8) がけの崩壊の防止及び道路、宅地、農地等への日照、通風の改善等の必要上、やむを得ない行為であるとして市長が特に認めた行為

(事前協議)

第6 行為者は、指定行為を行おうとする場合は、法令に基づく許可、認可が必要なものについては、その申請の手続の前に、また、当該申請の手続が不要なものについては、指定行為を行う前に、計画の概要を市長に申し出て事前に協議しなければならない。

(指導方針の策定)

第7 市長は、第6に規定する事前協議の申出に基づき、指定行為の区分の判断及び指導方針の策定を行い、その結果を行為者に通知するものとする。

- 2 前項に規定する指導方針の策定を行うために、庁内関係部局で組織する調整会議を開催する。

(協定の締結)

第8 この要綱に基づく協議の結果、合意に達したときは、市長と行為者及び必要に応じて土地の所有者との間で協定を締結しなければならない。

2 行為者は、法令に基づく許可、認可が必要なものについては、前項の協定の締結を行った後に手続を行わなければならない。

(技術基準)

第9 この要綱の施行に関する技術基準は、別に定める施行基準による。

(利害関係者との協議等)

第10 行為者は、制限行為を実施するときは、道路管理者、水利関係者、自治会、隣接土地所有者その他これらに類する関係者（以下「利害関係者」という。）と協議をしなければならない。この場合において、行為者は、市長に協議経過書を提出しなければならない。

2 前項の行為者は、利害関係者等との紛争及び苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(行為地の管理)

第11 行為者は、制限行為の実施に伴う公害及び災害の発生を防止するために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 土砂流出及び水質の汚濁を防止するためのえん堤、擁壁並びに沈砂池、沈殿槽、排水路等の防災施設等を設け、適切な維持管理を行うこと。

(2) 行為地にコンクリート塀、塀、生垣を設け、行為地の境界を明らかにするとともに、行為地及びその周辺の環境整備を行うこと。

(3) 公害及び災害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視するとともに、その発生を未然に防止すること。

(4) 事業の進行状況及びその他必要な事項について、記録すること。

(5) 土石等の品質管理を徹底すること。

(6) 自然環境の回復については、計画的に適切な措置を講じること。

(7) 制限行為の終了時においては、終了後の災害を防止するために必要とされる措置を講じること。

(土石の運搬)

第12 行為者は、土石等の運搬に伴う公害の発生を防止するために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 道路交通に関する法令に定められた交通規制等の厳守について、運転者に適切な指導監督を行うとともに、必要に応じて交通整理員を配置すること。

(2) 行為地から搬出される土石等の飛散及び車両に付着した泥等を持出さないこと並びに飛散及び持出しがあった場合は速やかに除去すること。

(3) 運搬計画書及び運搬実態調書等を作成すること。

(報告・検査)

第13 行為者は、第11及び第12の定めに基づく措置の内容及び実施状況等について定期的に市長に報告しなければならない。

2 市長は、この要綱の施行に必要な範囲内において職員を行為地に立ち入らせ検査することができる。

(要綱の順守)

第14 行為者は、要綱及びこれに基づき協議した事項を誠実に順守しなければならない。

(その他)

第15 この要綱に定めのない事項について市長が必要と認めたときは、その都度行為者と協議の上、定める。

附 則

この要綱は、昭和60年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から実施する。